

商工会からのお知らせ

◎ 弁護士による法律相談のご案内（無料）

3月15日（木）13時 ～ 16時 場所 琴平町商工会館
4月19日（木）13時 ～ 16時 場所 琴平町商工会館
5月17日（木）13時 ～ 16時 場所 琴平町商工会館
※申込方法 どなたでもご利用いただけます。
予約が必要です。電話で申込をして下さい。



◎ 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が、持続的な経営に向けた経営計画に基づいて、商工会の支援を受けながら販路開拓に取り組む場合、費用の2/3が補助されます。

補助上限額：50万円

〈補助対象となり得る取組事例のイメージ〉

- ①販促用チラシの作成、配布
- ②販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
- ③商談会、見本市への出展
- ④店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良等を含む）
- ⑤商品パッケージ（包装）の改良
- ⑥ネット販売システムの構築
- ⑦移動販売、出張販売
- ⑧新商品の開発
- ⑨景品、販促品の製造、調達 など

（募集期間）

平成30年5月18日（金）

消印有効

事前に商工会へ相談下さい

詳細は別紙参照

◎ 小規模事業者持続化補助金個別相談会（要予約）開催

日時 4月11日（水）9時～17時

場所 琴平町商工会

※個別説明会のため時間調整の必要がありますので、事前に予約にご相談ください。

◎ 空き店舗の貸主さん募集中！

商工会では、中心市街地の商店街の空き店舗の持ち主の方で「町の活性化のためにも貸してみよう！」という方の平成29年度の情報収集を始めます。

貸出しご希望の方はお気軽に商工会までご一報を！

また、出店ご希望の方で、借りたい空き店舗がお決まりで、貸主さんとの交渉がまだの方は、商工会が交渉のお手伝いをさせていただきますのでお気軽にご相談下さい。

◎ 専門家によるアドバイスが受けられます。(原則無料です。)

・エキスパートバンク

専門知識や技術でお困りの方は、ご相談下さい。

「弁護士」「税理士」「中小企業診断士」「社会保険労務士」「デザイナー」等の専門家による具体的、実践的なアドバイスを受けることができます。

・創業・新事業展開支援

独立開業しようとする方に、資金調達・税制等必要な知識等のアドバイスを行っています

◎ 小規模企業共済制度について（経営者の退職金制度）

個人事業をやめられたとき、個人事業の廃業などにより共同経営者を退任したとき、会社等の役員を退職したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立てておく制度です。

●掛け金 1,000円から70,000円の範囲内で自由に選べます。

●税法上のメリット

掛け金の全額が所得控除になります。

受取時は、退職所得扱いとなります。

◎ 全国商工会会員福祉共済について

「けが」の補償と「病気」の補償とのセット加入でけがも病気も手厚い補償！

◎ご加入のできる方：商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族であって健康な方が対象となります。

◎掛金 月額2,000円から加入できます。

◎個人賠償責任保険が新たに追加され、日常生活における賠償事故も補償！

Point

仕事以外でも、**国内外24時間補償！**

けがも病気も**日帰り入院から補償！**

10万円以下の請求額なら**スピーディな共済金支払い！**

「けが」の補償
満6歳～80歳
(継続加入は満85歳まで)
けがによる死亡・後遺障害、
入院、手術、通院を補償



「病気」の補償
満6歳～74歳
(継続加入は満80歳まで)
疾病による入院、手術等を
補償します。

※「病気」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます。

お気軽に商工会をご利用下さい。

お問合せ先： 琴平町商工会 TEL 0877-73-5525